



平成26年 5月20日

お知らせ

資料提供先: 島根県政記者会

道路橋等の老朽化対策について 効率的な維持管理に向けた会議を設立 ～「島根県道路メンテナンス会議」を開催します～

島根県内の道路構造物は、高度経済成長期に集中的に整備され、それらが急速に老朽化していくことが確実となっています。今後これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれることから、国、地方ともに厳しい財政状況にある中で、道路施設等の補修や更新をいかに的確に対応していくかが、重要な課題となっています。

このような課題に対応するため、島根県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うことを目的に、高速道路、国道、県道、市町村道の道路管理者からなる「島根県道路メンテナンス会議」を設立し、島根県内のトンネル、道路橋等の施設の予防保全・老朽化対策の強化を図ることとし、第1回会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

○日 時：平成26年 5月27日（火）13:30～15:30（予定）

○場 所：国土交通省 松江国道事務所 3階 大会議室
松江市西津田2丁目6番28号

○議 事：①設立趣旨について
②会議規約について
③道路保全を取り巻く最近の話題（中国地方整備局 道路部）
④意見交換

※会議は公開で行います。取材の申し入れは、事前に問い合わせ先の（会議担当）までご連絡いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所
松江市西津田2丁目6番28号

副所長（管理） おおはら ひでお 大原 英雄 （内線205）

（会議担当）管理第二課長 こうだ のぶたけ 甲田 展文 （内線441）

（広報担当）計画課長 やまもと としひこ 山本 俊彦 （内線261）

TEL：0852-26-2131（代表） URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>
：0852-26-0611（夜間・休日）

島根県 土木部 道路維持課 松江市殿町8番地

道路維持GL いけもり とおる 池森 徹
TEL：0852-22-6568 FAX：0852-31-6535

※松江国道事務所では、twitter(ツイッター)による情報発信を行っています。

ツイッター：http://twitter.com/road_matsue

QRコード



地方公共団体の**三つの課題(人不足・技術不足・予算不足)**に対して、国が都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『**道路メンテナンス会議**』を設置

会議設置の背景

- 急速に進む施設の老朽化
- 国、地方とも厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確に対応を進めるために、国全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要

会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図る

会議の内容(協議事項等)

(1) 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること

- 課題の共有(技術者・技術力、関係機関調整、対応方針)
- 国民・道路利用者等の理解・協働の取り組みに向けた情報発信

(2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること

- 点検(点検方針、業務の発注、優先順位検討など)
- 修繕計画等の把握・調整(情報の収集・管理(DB)、緊急輸送道路等の修繕の優先順位、修繕時の代替路線、状況を踏まえた必要な措置の検討など)

(3) 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること

- 技術(点検)基準、点検要領の講習・修得、及び見直し等フォロー
- 適切な健全度の診断に関する情報共有、技術的支援
- 代行制度に関する情報共有

(4) その他道路の管理に関し会長が妥当と認めた事項

会議の構成員等(案)

■ 道路管理者

中国地方整備局松江国道事務所、浜田河川国道事務所、三次河川国道事務所
島根県、島根県内19市町村、
西日本高速道路株式会社

■ 会長 松江国道事務所長

■ 事務局

松江国道事務所、島根県、
西日本高速道路株式会社

■ 技術相談窓口

松江国道事務所

参考:中国地整の取り組み

【継続中】

○点検技術の普及

- 講習会、合同点検など

○重篤損傷への技術支援

- 現地調査、対策方針の助言 等

○整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)

島根県道路メンテナンス会議

設 立 趣 意 書 (案)

我が国の道路構造物等は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、例えば、10 年後には建設後 50 年を経過する橋梁が 4 割以上にのぼると見込まれる等、今後、急速に老朽化していくことが確実である。このため、これらの補修や更新を行う必要性が急激に高まっていくと見込まれるが、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、老朽化した道路施設の補修や更新に的確に対応していくことが、重要な課題となっている。

道路施設の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、国の管理施設はもとより、その大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めてその実態を把握したうえで、施設の長寿命化も図りつつ計画的な補修・更新を行っていく必要がある。

そのためには、高速道路、国道、県道、市町村道のすべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが効果的かつ効率的である。

このような状況の中、平成 26 年 4 月 14 日には、社会資本整備審議会道路分科会から『最後の警告』と題して、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。具体的な取組みとして、「メンテナンスサイクルの確定（道路管理者の義務の明確化）」と「メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築」の二本柱で本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきと提言された。

前者について、道路法等の一部を改正する法律に合わせて改正された省令・告示により、平成 26 年 7 月から、道路管理者は、トンネル、橋梁等の点検を近接目視により 5 年に 1 回の頻度で行うこととされた。道路管理者はこの点検及び診断の結果に基づき、計画的に修繕を実施し、必要に応じ通行止め等の措置を行うこととなる。

本会議は、後者の取り組みの一つとして位置づけられた「道路メンテナンス会議」として、島根県内のトンネルや橋梁等の道路施設を計画的かつ効率的に維持管理・補修・更新等するために、道路管理者が相互に連絡調整し、また協力して情報の共有や発信を行うことにより、点検や修繕計画等の調整、技術基準類に対する理解、健全性の診断に関する研鑽、必要な技術的支援等を促進する等、道路施設の予防保全・老朽化対策を強化することを目的として、道路法 28 条の 2 の規程に基づき設置するものである。

平成 26 年 5 月 27 日

島根県道路メンテナンス会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

（組 織）

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、島根県土木部技術管理課長寿命化推進室及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

島根県道路メンテナンス会議 名簿(案)

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	基盤整備部長
	江津市	建設部長
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	建設課長
	隠岐の島町	建設課長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿(案)

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	道路維持グループリーダー
	島根県土木部道路維持課	市町村道グループリーダー
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局	維持課長
	松江市都市整備部管理課	管理課長
	出雲市都市建設部道路河川維持課	道路河川維持課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	安来市基盤整備部土木建設課	土木建設課長
	江津市建設部土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部業務管理課	業務管理課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隠岐の島町建設課	課長補佐
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	